

# 第1090回教育委員会

令和2年10月15日  
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 議席の決定

5 報 告

- (1) 令和3年度山形県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について (高校教育課)
- (2) 令和3年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項について (高校教育課)

6 議 題

- 議第1号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について (教職員課)
- 議第2号 山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について (生涯教育・学習振興課)
- 議第3号 令和3年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の変更について (高校教育課)
- 議第4号 令和3年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校高等部の入学者募集について (高校教育課)
- 議第5号 令和4年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について (高校教育課)
- 議第6号 山形県産業教育審議会委員の解任及び任命に係る臨時専決処理の承認について (高校教育課)

7 閉 会

## 令和3年度山形県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和3年度山形県立高等学校入学者選抜の実施について、「新しい生活様式」を踏まえ、基本的な感染症予防対策や「3密」対策を徹底の上、実施します。加えて、新型コロナウイルス感染症への対応について、下記のとおり対応することといたします。

### 記

#### 1 学力検査問題について

令和3年度山形県立高等学校入学者選抜学力検査の出題方針は、令和2年度と変更ありません。ただし、今後の臨時休業が、概ね4週を超える状況が生じた場合、出題範囲を変更し、受検者に不利益が生じないように配慮する。

（『令和3年度山形県立高等学校入学者選抜実施要項』に記載（令和2年10月下旬公表予定））

（参考）＜令和2年度 出題方針＞

- (1) 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標に即し、内容の基本的な事項について出題する。
- (2) 解答が偶然性に支配されたり、単なる記憶の検査に偏ったりしないように、理解力、思考力、判断力、表現力などを検査できるように配慮し、客観式及び記述式を組み合わせ出題する。
- (3) 出題領域は、特定なものに偏ったりしないように、できるだけ広範囲から出題する。

※「客観式」：記号等の選択肢を選ばせる方式

※「記述式」：「まとまった文章等の記述」方式と「用語・数値・漢字等の記述」方式

#### 2 一般入学者選抜の対応について

感染拡大防止の観点から、受検者の長時間の拘束を防ぐことや、手洗い、消毒、トイレ、換気等の時間を十分に確保する必要があることから、以下のとおり対応する。

- (1) 下見は実施しない。
- (2) 「面接」を実施しない。
- (3) 昼食等の時間を延長する。

＜令和2年度＞

時 間	教 科
8:50～9:40	国 語
10:00～10:50	数 学
11:10～12:00	社 会
12:00～12:40（昼食等）	
12:40～13:30	理 科
13:50～14:40 〔13:50から約10分間は リスニングテスト〕	外 国 語 (英 語)

→ ＜令和3年度＞

時 間	教 科
8:50～9:40	国 語
10:00～10:50	数 学
11:10～12:00	社 会
12:00～ <u>12:50</u> （昼食等）	
<u>12:50～13:40</u>	理 科
<u>14:00～14:50</u> 〔14:00から約10分間は リスニングテスト〕	外 国 語 (英 語)

### 3 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者となったために欠席した場合について

中高一貫教育における連携型入学者選抜及び一般入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者となったために欠席した場合は、受検者の不利益とならないよう配慮する。

### 4 その他

- (1) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、追加的な対応を行う場合は、各高等学校及び各教育事務所をとおして各中学校へ速やかに周知するとともに県教育庁高校教育課ホームページへ掲載する。
- (2) 合格発表については、発表会場で「3密」とならないよう対策を検討しており、決定次第公表する。

## 中学校等の臨時休業等の実施を踏まえた令和3年度山形県公立 高等学校入学者選抜における配慮事項について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、全国を対象地域として「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われ、各中学校等で臨時休業が行われました。

このような事態の重要性、緊急性を踏まえ、令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜においては、下記のとおり対応することといたします。

### 記

#### 1 学力検査問題について

令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜学力検査の出題方針は、令和2年度と変更ありません。

(『令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項』に記載(令和2年10月公表予定))

(参考) <令和2年度 出題方針>

- (1) 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標に即し、内容の基本的な事項について出題する。
- (2) 解答が偶然性に支配されたり、単なる記憶の検査に偏ったりしないように、理解力、思考力、判断力、表現力などを検査できるように配慮し、客観式及び記述式を組み合わせ出題する。
- (3) 出題領域は、特定なものに偏ったりしないように、できるだけ広範囲から出題する。

※「客観式」：記号等の選択肢を選ばせる方式

※「記述式」：「まとまった文章等の記述」方式と「用語・数値・漢字等の記述」方式

#### 2 調査書の取扱いについて

##### (1) 「特別活動の記録」、「校外活動の記録」の取扱い

中学校等の部活動等におけるスポーツ・文化関係の行事、大会の実績や、資格・検定試験等の成績を選抜の資料とする際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために中止、延期または規模縮小等となった行事等に参加できなかった入学志願者に不利益が生じないよう配慮する。

##### (2) 「出欠の記録」の取扱い

中学校等の臨時休業の影響で、特定の入学志願者が「出欠の記録」の記載により不利益が生じないよう配慮する。

### 3 推薦入学者選抜の「出願要件」について

中学校等の部活動等におけるスポーツ・文化関係の行事、大会や、資格・検定試験等の中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止のために中止、延期または規模縮小等となった行事等があることを考慮の上、各高等学校において出願要件を定める。

### 4 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、追加的な対応を行う場合は、各高等学校及び各教育事務所をとおして各中学校へ速やかに周知するとともに県教育庁高校教育課ホームページへ掲載する。

## 令和3年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項

### 1 目的

- (1) 震災の影響により、山形県（以下、「本県」という）内の小学校あるいは中学校に入学又は転学した者が、令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜において県立高等学校を受検しようとする際に、円滑かつ公正な受検に資する。
- (2) 原発事故等の影響により、他県から本県の県立高等学校の受検を希望する中学生及び本県の中学生が安心して受検できる入学者選抜制度に資する。

### 2 本実施要項において対象となる者（以下、「対象者」という）

本県または本県以外の中学校を卒業見込みの者で、以下の項目のいずれかに該当する者とする。

- (1) 震災で罹災した者、または罹災地域に居住しており、地域環境の悪化等により通常の生活を営めず避難に及んだ者
- (2) 福島第一原子力発電所の20キロ圏内に居住しており避難に及んだ者または、その付近に居住しており、原発事故による放射線の影響のため地域環境が悪化し、避難を余儀なくされた者
- (3) 福島県内の居住地から、放射線の影響により避難をした者

### 3 入学者選抜に係る措置

#### (1) 定員を超える合格者の認定

令和3年度入学者選抜において、対象者が受検する県立高等学校にあっては、あらかじめ1学級あたりの上限を45名以内に定め、合格者を認定できるものとする。

#### (2) 志願の制限

##### ① 対象者の住民登録については以下のとおりとする。

ア 他県の中学校を卒業見込みの対象者が本県の県立高等学校を受検しようとする場合は、入学までに、本県に住民登録を行うものとする。

イ 本県の中学校を卒業見込みの対象者が本県の県立高等学校を受検しようとする場合は、本県内への住民登録を条件としない。この場合、在籍中学校の所在地を受検者の現住所とみなし、本県の学区制に従い受検できるものとする。

##### ② 学区外志願の認定については以下のとおりとする。

ア 本県以外から本県の県立高等学校の志願を許可する基準は「一家転住等」である。

イ 対象者であっても、保護者と同居をしない転住（本人のみの転居等）については志願を許可しない。ただし、保護者の認定については弾力的に対応するものとする。

##### ③ 区域外就学により本県の中学校を卒業見込みの者が本県以外の公立高等学校に入学を志願する場合も、「山形県公立高等学校に志願しない旨の届」（別記様式第5号D）を本県教育委員会教育長に1部提出すること。

(3) 推薦入学者選抜

- ① 令和3年3月に本県の中学校を卒業見込みの対象者は、推薦入学者選抜の志願資格があるものとし、本県への住民登録を条件としない。
- ② 震災の影響により受検者が増加した場合は、県立高等学校で定める推薦による選抜の募集人員より合格内定者を多く認定することができる。

(4) 一般入学者選抜

- ① 対象者の合否の判断については、一般入学者選抜における選抜方法により判断する。
- ② 合格者の認定に当たっては、本県の受検者が入学定員を超えて合格しないようにすること。

4 配慮事項

- (1) 入学定員の上限については、3(1)により県立高等学校長が判断できるものとするが、合格発表に先立って上限を公表することはしない。
- (2) 対象者の調査書については、その扱いについて配慮する。
- (3) 対象者の面接については、質問の内容について配慮する。

5 その他

- (1) 県立高等学校長は中学校長に対して、受検者が対象者であるか確認を求められることができる。中学校長は、対象生徒についての証明を別紙により志願先高等学校長あて提出する。
- (2) 県立高等学校長は、対象者の志願及び合格（内定）状況を、高校教育課長に報告しなければならない。
- (3) 本実施要項は、令和3年度入学者選抜に対応したものであり、令和4年度以降の入学者選抜については、避難者の推移等を参考のうえ別途対応する。

## 証 明 書

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_  
高等学校長 殿

学 校 名

校 長 氏 名

印

貴校に志願した下記の者は、震災等の影響による避難のため、本校に在籍している生徒であることを証明します。

## 記

生徒氏名	山形県への転入前の住所	備考

「山形県への転入前の住所」については、震災の影響により本県に避難する前の住所を記載する。なお、本県に住民登録をしておらず、調査書の住所と同じである場合も記載する。

「備考」には、本県への転入の事情について、「震災による罹災」「避難区域」「自主避難」など簡潔に記載すること。



議第 1 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則  
山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部  
を次のように改正する。

別表第 1 中

「

同	酒田光陵高等学校	工 業	機 械	募集停止
			電子機械	募集停止
			エネルギー技術	募集停止
			機械制御	40
			電気電子	40
			環境技術	40

を

」

「

同	酒田光陵高等学校	工 業	機械制御	40
			電気電子	40
			環境技術	40

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

令和 3 年度高等学校再編整備計画に伴う学科改編及び入学定員の変更を行うため  
提案するものである。

令和 2 年 10 月 15 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表

現 行		改 正 案																																																																																									
<p>～略 別表第1</p> <p>高等学校の名称・課程及び入学定員</p> <table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>酒田光陵高等学校</td> <td>工業</td> <td>機械</td> <td>募集停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電子機械</td> <td>募集停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>エネルギー デジタル技術</td> <td>募集停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>機械制御</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電気電子</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>環境技術</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	同	酒田光陵高等学校	工業	機械	募集停止									電子機械	募集停止									エネルギー デジタル技術	募集停止									機械制御	40									電気電子	40									環境技術	40						<p>～略 別表第1</p> <p>高等学校の名称・課程及び入学定員</p> <table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>酒田光陵高等学校</td> <td>工業</td> <td>機械制御</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電気電子</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>環境技術</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	同	酒田光陵高等学校	工業	機械制御	40									電気電子	40									環境技術	40					
同	酒田光陵高等学校	工業	機械	募集停止																																																																																							
			電子機械	募集停止																																																																																							
			エネルギー デジタル技術	募集停止																																																																																							
			機械制御	40																																																																																							
			電気電子	40																																																																																							
			環境技術	40																																																																																							
同	酒田光陵高等学校	工業	機械制御	40																																																																																							
			電気電子	40																																																																																							
			環境技術	40																																																																																							

議第 2 号

山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について

山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称 山形県神室少年自然の家
- 2 指定する団体 最上郡鮭川村大字石名坂 84 番地の 1  
株式会社ひかり
- 3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

山形県神室少年自然の家の指定管理者を指定するため提案するものである。

令和 2 年 10 月 15 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

## 議第 3 号

令和 3 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の変更について

令和 3 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針を別紙のとおり変更する。

### 提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、令和 3 年度における山形県立高等学校入学者選抜に係る基本方針を変更する必要があるため提案するものである。

令和 2 年10月15日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

## 令和3年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針

令和3年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程の入学者選抜は、次の方針に基づいて行う。

- 1 入学者の募集は、県教育委員会の公告に基づき、各高等学校長が行う。  
なお、教育長が特に必要と認める場合は、第2次募集を行うことができる。
- 2 入学志願は次の各号に定めるところによる。
  - (1) 入学志願は1人1校とし、在籍又は出身の中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長を経由して行うものとする。
  - (2) 入学志願に係る通学区は、「山形県立中学校及び高等学校の通学区に関する規則」（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。
  - (3) 2校以上に同時に志願した者は、選抜の対象から除外する。
- 3 入学者の選抜は、各高等学校長が、それぞれ次の各号に定めるところにより行う一般入学者選抜、推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜のうちいずれかの選抜方法により、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。  
選抜は、中学校における学習等の諸活動の記録及び県教育委員会が実施する学力検査の成績等の資料に基づいて行う。  
ただし、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者選抜は行わない。
  - (1) 一般入学者選抜は、次に定めるところにより行う。
    - ア 中学校長から送付された調査書及び学力検査の成績に基づき選抜する。ただし、体育科及び音楽科の選抜においては、適性検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとする。
    - イ 調査書中の各教科の評定と学力検査の成績の比率は、高等学校長が定める。
  - (2) 推薦入学者選抜は、専門学科と総合学科において、必要に応じて、次に定めるところにより行う。
    - ア 推薦入学者選抜は自己推薦によるものとする。この場合、学力検査を行わずに、自己推薦書、調査書及び面接に基づき選抜する。ただし、体育科及び音楽科の選抜においては、適性検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとする。
    - イ 必要に応じて作文、実技検査及び当該高等学校作成の基礎学力検査を課し、これらの結果等を選抜の資料に加えることができる。
  - (3) 連携型入学者選抜は、中高一貫教育を行う連携型中学校から連携型高等学校への入学者の選抜に当たり、次に定めるところにより行う。
    - ア 学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接に基づき選抜する。
- 4 調査書を選抜の資料とする場合は、調査書中の「特別活動等の記録」及びその他の記録にも十分留意するものとする。
- 5 学力検査は、次の各号に定めるところにより行う。
  - (1) 学力検査は、令和3年3月10日（水）に同一問題で一斉に行う。
  - (2) 学力検査は、すべての学校・課程・学科において国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。
  - (3) 学力検査の問題は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）に基づいて出題する。
  - (4) 検査時間は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ50分とする。

- (5) 配点は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 100 点とする。ただし、高等学校長が必要と認めるときは、特定教科の配点の比重を変更することができる。
- 6 高等学校長が必要と認め、自己申告等に関する書類が提出された場合は、これを選抜の資料として加えることができる。
- 7 合格者の発表は、令和 3 年 3 月 17 日（水）に受検番号によって行う。
- 8 国立諸学校を受検して合格した志願者については、在籍又は出身の中学校長は、志願先の高等学校長に対し、国立諸学校への入学の諾否を報告しなければならない。
- 9 その他入学者選抜の実施上必要な事項は、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

#### 付 記

- 1 高等学校専攻科の入学者選抜については、別に定める。
- 2 定時制の課程における成人の入学者選抜及び通信制の課程における入学者選考については、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

令和3年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針 新旧対照表

現 行	改 正 案
1～2 ー略ー 3 ー略ー (1) ー略ー ア～イ ー略ー ウ 選抜に当たっては、面接を行うものとし、高等学 校長は、その結果を選抜の資料に加えることができ る。 (2)～(3) ー略ー 4～9 ー略ー	1～2 ー略ー 3 ー略ー (1) ー略ー ア～イ ー略ー (削除) (2)～(3) ー略ー 4～9 ー略ー

## 議第 4 号

令和3年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校高等部の入学者  
募集について

令和3年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を別紙のとおり募集する。

### 提 案 理 由

令和3年度における山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者の募集を行う必要があるため提案するものである。

令和2年10月15日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃



## 1 山形県立高等学校全日時の課程及び定時制の課程

学 校 名	全 日 制 の 課 程			定 時 制 の 課 程		特 記
	設 置 学 科	入 学 定 員		設 置 学 科	入 学 定 員	
山形県立山形東高等学校	普通 探究	160 80	理数探究、国際探究			一般入学者選抜において、理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する。
同 山形南高等学校	普通 理数	200 40				
同 山形西高等学校	普通	200				
同 山形北高等学校	普通 音楽	160 40				
同 山形工業高等学校	工業	40	機 械 電 子 機 械 電 気 電 子 情 報 技 術 建 築 土 木 ・ 化 学			
同 山形中央高等学校	普通 体育	160 80				
同 霞城学園高等学校				普 通	午前 40 午後 40 夜 40	
同 上山明新館高等学校	普通 農業 商業	160 40 40	食 料 生 産 情 報 経 営			
同 天童高等学校	総合	160				
同 山辺高等学校	家庭 看護	40 40 40	食 物 福 祉 看 護			
同 寒河江高等学校	普通	200				普通科一般コース160名、普通科探究コース40名をそれぞれ募集する。
同 寒河江工業高等学校	工業	40	機 械 電 子 機 械 情 報 技 術			
同 谷地高等学校	普通	80				
同 左沢高等学校	総合	80				
同 村山産業高等学校	農業 工業 商業	40 40 40 40	農 業 経 営 農 業 環 境 機 械 電 子 情 報 流 通 ビ ジ ネ ス			
同 東桜学館高等学校	普通	200				入学定員に併設型中学校からの入学者数も含む。
同 北村山高等学校	総合	120				
同 新庄北高等学校	普通	200		普 通	夜 40	普通科一般コース160名、普通科探究コース40名をそれぞれ募集する。
同 最上校	普通	40				
同 新庄南高等学校	普通 商業	80 40	総 合 ビ ジ ネ ス			
同 金山校	普通	40				
同 新庄神室産業高等学校	農業 工業	40 40 40	食 料 生 産 農 産 活 用 機 械 電 気 環 境 デ ザ イン			
同 真室川校	普通	40				

学 校 名	全 日 制 の 課 程			定 時 制 の 課 程		特 記
	設 置 学 科	入 学 定 員		設 置 学 科	入 学 定 員	
同 米沢興譲館高等学校	普通 探究	理数探究、国際探究	120 80			一般入学者選抜において、理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する。
同 米沢東高等学校	普通		160			
同 米沢工業高等学校	工業	機 械 生 産 デ ザ イ ン 電 気 情 報 建 築 環 境 工 学	40 40 40 40	工 業 産 業 夜	40	全日制の課程において、機械科と生産デザイン科、建築科と環境工学科は、それぞれまとめて募集する。
同 米沢商業高等学校	商業	総 合 ビ ジ ネ ス 情 報 ビ ジ ネ ス	80 40			
同 置賜農業高等学校	農業	生 物 生 産 園 芸 福 祉 食 料 環 境	40 40 40			
同 南陽高等学校	普通		160			
同 高畠高等学校	総合		120			
同 長井高等学校	普通		200			普通科一般コース160名、普通科探究コース40名をそれぞれ募集する。
同 長井工業高等学校	工業	機 械 シ ス テ ム 電 子 シ ス テ ム 福 祉 生 産 シ ス テ ム	40 40 40			
同 荒砥高等学校	総合		40			
同 小国高等学校	普通		40			
同 鶴岡南高等学校	普通 理数		160 40			一般入学者選抜において、普通科と理数科は、まとめて募集する。
同 鶴岡北高等学校	普通		120			
同 鶴岡工業高等学校	工業	機 械 制 御 電 気 電 子 情 報 通 信 建 築 環 境 化 学	40 40 40 40 40	工 業 工 業 技 術 夜	40	
同 鶴岡中央高等学校	普通 総合		120 120			
同 加茂水産高等学校	水産	海 洋 技 術 海 洋 資 源	40 40			
同 庄内農業高等学校	農業	食 料 生 産 食 品 科 学	40 40			
同 庄内総合高等学校	総合		120			
同 酒田東高等学校	普通 探究	理数探究、国際探究	120 80			一般入学者選抜において、理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する。
同 酒田西高等学校	普通		160	普 通	昼 40	
同 酒田光陵高等学校	普通 工業 商業 情報	機 械 制 御 電 気 電 子 環 境 技 術 ビ ジ ネ ス 流 通 ビ ジ ネ ス 会 計	80 40 40 40 40 40			
同 遊佐高等学校	総合		40			

※山形東高等学校、米沢興譲館高等学校、酒田東高等学校の「探究科」は、理数に関する学科である理数探究科と国際関係に関する学科である国際探究科を合わせて募集する場合の総称として記載しています。

2 山形県立高等学校通信制の課程

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立 霞城学園高等学校	普 通	120
	服 飾	40
同 鶴岡南高等学校	普 通	80

3 山形県立特別支援学校の高等部

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立 山 形 盲 学 校	県下一円	普 通	若干名
		保健理療	若干名
同 山 形 聾 学 校	県下一円	普 通	若干名
同 山 形 養 護 学 校	県下一円	普 通	14
同 米 沢 養 護 学 校	米沢市、南陽市、高畠町、川西町	普 通	14
同 米 沢 養 護 学 校 西 置 賜 校	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	普 通	11
同 ゆきわり養護学校	県下一円	普 通	若干名
同 鶴 岡 養 護 学 校	鶴岡市、庄内町、三川町	普 通	14
同 酒田特別支援学校	酒田市、遊佐町	普 通	14
同 新 庄 養 護 学 校	新庄市、金山町、最上町、舟形町 真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	普 通	22
同 村山特別支援学校	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校	村山市、天童市、東根市、尾花沢市 大石田町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校 大 江 校	寒河江市、河北町、西川町、朝日町 大江町	普 通	11
同 上山高等養護学校	山形市、米沢市、寒河江市、上山市 村山市、長井市、天童市、東根市 尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町 河北町、西川町、朝日町、大江町 大石田町、高畠町、川西町、小国町 白鷹町、飯豊町	普 通	24
同 鶴岡高等養護学校	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、遊佐町	普 通	16

(注) 受入れ区域について特別な事情がある場合には、校長が調整する。

4 山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立 山 辺 高 等 学 校	看 護	40

5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立 山 形 盲 学 校	県下一円	理 療	若干名
同 山 形 聾 学 校	県下一円	商業技術	若干名
		生産技術	若干名

議第 5 号

令和4年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について

令和4年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針を別紙のとおり決定する。

提 案 理 由

令和4年度における山形県立高等学校入学者選抜に係る基本方針を定める必要があるため提案するものである。

令和2年10月15日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

## 令和4年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針（案）

令和4年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程の入学者選抜は、次の方針に基づいて行う。

- 1 入学者の募集は、県教育委員会の公告に基づき、各高等学校長が行う。  
なお、教育長が特に必要と認める場合は、第2次募集を行うことができる。
- 2 入学志願は次の各号に定めるところによる。
  - (1) 入学志願は1人1校とし、在籍又は出身の中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長を経由して行うものとする。
  - (2) 入学志願に係る通学区は、「山形県立中学校及び高等学校の通学区に関する規則」（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。
  - (3) 2校以上に同時に志願した者は、選抜の対象から除外する。
- 3 入学者の選抜は、各高等学校長が、それぞれ次の各号に定めるところにより行う一般入学者選抜、推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜のうちいずれかの選抜方法により、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。  
選抜は、中学校における学習等の諸活動の記録及び県教育委員会が実施する学力検査の成績等の資料に基づいて行う。  
ただし、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者選抜は行わない。
  - (1) 一般入学者選抜は、次に定めるところにより行う。
    - ア 中学校長から送付された調査書及び学力検査の成績に基づき選抜する。ただし、体育科及び音楽科の選抜においては、適性検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとする。
    - イ 調査書中の各教科の評定と学力検査の成績の比率は、高等学校長が定める。
    - ウ 必要に応じて面接を課し、この結果を選抜の資料に加えることができる。
  - (2) 推薦入学者選抜は、専門学科と総合学科において、必要に応じて、次に定めるところにより行う。
    - ア 推薦入学者選抜は自己推薦によるものとする。この場合、学力検査を行わずに、自己推薦書、調査書及び面接に基づき選抜する。ただし、体育科及び音楽科の選抜においては、適性検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとする。
    - イ 必要に応じて作文、実技検査及び当該高等学校作成の基礎学力検査を課し、これらの結果等を選抜の資料に加えることができる。
  - (3) 連携型入学者選抜は、中高一貫教育を行う連携型中学校から連携型高等学校への入学者の選抜に当たり、次に定めるところにより行う。
    - ア 学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接に基づき選抜する。
- 4 調査書を選抜の資料とする場合は、調査書中の「特別活動等の記録」及びその他の記録にも十分留意するものとする。
- 5 学力検査は、次の各号に定めるところにより行う。
  - (1) 学力検査は、令和4年3月10日（木）に同一問題で一斉に行う。
  - (2) 学力検査は、すべての学校・課程・学科において国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。
  - (3) 学力検査の問題は、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）に基づいて出題する。

- (4) 検査時間は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 50 分とする。
- (5) 配点は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 100 点とする。ただし、高等学校長が必要と認めるときは、特定教科の配点の比重を変更することができる。
- 6 高等学校長が必要と認め、自己申告等に関する書類が提出された場合は、これを選抜の資料として加えることができる。
- 7 合格者の発表は、令和 4 年 3 月 17 日（木）に受検番号によって行う。
- 8 国立諸学校を受検して合格した志願者については、在籍又は出身の中学校長は、志願先の高等学校長に対し、国立諸学校への入学の諾否を報告しなければならない。
- 9 その他入学者選抜の実施上必要な事項は、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

#### 付 記

- 1 高等学校専攻科の入学者選抜については、別に定める。
- 2 定時制の課程における成人の入学者選抜及び通信制の課程における入学者選考については、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

## 「山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会」の検討状況について

令和元年度～2年度に、入学者選抜方法改善検討委員会を設置して、高校入選の制度や日程について検討を進めておりますので、これまでの検討の状況についてお知らせします。

### 1. インフルエンザ罹患者等に対する対応について

インフルエンザに罹患した場合など、やむを得ない理由で学力検査を受検できない受検者に対して、別日程での学力検査問題による追検査を実施する。

- ・追検査は、県教育委員会が作成する、本検査と同程度の難易度による5教科の学力検査問題とする。
- ・面接を実施する高校については、追検査においても実施する。
- ・令和5年度入学者選抜から実施することが望ましい。

### 2. 入学者選抜日程の改善及び面接の実施方法の変更について

○入学者選抜日程は、学力検査日を3月7日、追検査日を12日、合格発表日を17日とする。  
○一般入学者選抜における面接は、実施を希望する高等学校でのみ行うこととする。  
○受検者の昼食時間を適切に設定するため、昼休みを現行より10分間延長する。(午後の学力検査を10分間繰り下げる)

- ・入学者選抜日程の改善は、令和5年度入学者選抜から実施することが望ましい。
- ・面接の実施方法の変更及び昼休み時間の延長については、令和4年度入学者選抜から実施することが望ましい。

### 3. 採点ミスに係る再発防止策としてのマークシート方式の導入の可否について

マークシート方式の導入は、採点ミスの防止及び一部の採点業務の負担軽減を図ることができるという、一定の効果を認めることができるが、採点業務全体の負担軽減には直接つながらない。このため、マークシート方式の導入については、現時点では見送ることとするが、今後とも、本県の学力検査問題の出題方針に照らしながら、マークシート方式の導入や、デジタル採点システムの導入について、継続的に研究していくこととする。

### 4. 今後の予定

- 令和2年10月 第4回検討委員会〈10/28 最終報告(案)の審議〉  
12月 検討委員会から報告書の提出、報告書について教育委員会報告  
令和3年 2月 改善方針(案)についてパブリックコメントの実施  
3月 改善方針の決定・公表